

Title	先進国における科学技術政策推進体制について
Author(s)	藤末, 健三
Citation	年次学術大会講演要旨集, 13: 197-202
Issue Date	1998-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5673
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○藤末健三（東工大経営工学）

I. はじめに

2001年の行政組織の見直しを目標とする我が国の行政改革においては、科学技術政策の推進について、①総合科学技術会議の創設、②科学技術庁と文部省の統合による教育科学技術省の設置及び③国立の研究機関を独立行政法人化が行政改革基本法で決まっている。

このように大きなフレームワークは決まったものの、具体的な業務、組織体制等については、これから議論されることとなる。本レポートにおいては、今後の議論に資するため、先進各国の科学技術政策の推進体制を中央省庁と研究所の関係を踏まえつつ整理してみた。

II. 先進国の科学技術政策推進体制

本レポートにおいては、先進国の科学技術政策推進体制を

- ①産業政策関連省庁が科学技術政策の中心となっている国（イギリス、オーストラリア、アメリカ合衆国、カナダ）及び
- ②教育・科学技術関連省庁が科学技術政策の中心となっている国（フランス、ドイツ、ニュージーランド）

に分類し、先進各国における科学技術行政官庁の体制、国立研究機関の位置づけを整理してみた。（注：なお、ここでいう科学技術政策の中心とは、研究開発の大半を実施している、科学技術政策関連の審議会等を通じ政府施策のとりまとめを行う等科学技術政策の推進において主要なポジションを占めるものを指している。）

①産業政策関連省庁が科学技術政策の中心となっている国**【イギリス】**

1. 行政府の体制

○貿易産業省は、通産省と同様、通商・貿易政策と産業政策の両面を担当し、また、各省庁の科学技術政策に関する調整を行っている。（同省は、政府の研究予算の優先順位付けへの助言を首相に対して行う科学技術評議会(CST)が属する「科学技術政策局(Office of Science and Technology)」を有する。

○研究協議会は従来、教育科学省（現在の教育雇用省）に属していたが、92年に、内閣府に設立された科学技術政策の調整部門（科学技術政策局）に移管された。さらに同局は95年に貿易産業省に移管され、併せて研究協議会も移管された。

2. 国立研究所

○ エージェンシー化

政府業務の効率化を一層改善し、国に一層の利益をもたらすことを目的として、88年より、各政府機関の将来のあり方として、①統廃合、②民営化、又は③国有で民間に運営を委託を想定した“The Next Steps Program”が開始された。本プログラムに基づき現業政府機関は、Executive Agency (EA)と呼ばれる従来よりも大きな経営の自由度（財務、幹部の給与・人事）と収益向上のインセンティブが与えられ独立性が強い組織に移行した。このEAは、通常5年間の試行期間の間に業績改善等の検討が行われ、その検討結果を受けて以上の3つの中で最も望ましい処置が決定されることになった。（本プログラムでは民営化が最も望ましいとされている。）

EAは、依然として政府機関の一部であり、職員の身分も従来と同様の公務員であるが、民間ユーザーへのサービス提供業務とそれに伴う収入をより念頭においており、実務を委託する所管省庁担当部局との間にもこの受注関係を導入し、契約のもと対価支払が行われる。

なお、民営化された研究者の身分は、公務員ではないが、法律上、給与、終身雇用等人事面において公務員と同等のものが規定されている。

（参考：機関のEA試行期間（5年）後の検討の結果の例）。

- ・AEA Technology（エネルギー技術・環境技術）：民営化
- ・National Physical Laboratory (NPL)（度量衡）：国有契約業者運営
- ・National Weights and Measures Laboratory（重量・計量）：エージェンシー残留
- ・Laboratory of the Government Chemist (LGC)（化学分析）：民営化
- ・National Engineering Laboratory (NEL)（工学）：民営化
- ・Transport Research Laboratory（運輸技術）：民営化

【オーストラリア】

1. 行政府の体制

○産業・科学・観光省(DIST)が科学技術政策の調整等を行う。DISTには96年10月に、首相が議長であり、政府の科学技術政策について諮問を受ける首相科学工学諮問委員会が内閣府より移管されている。

2. 国立研究所

- ・国立研究機関には、機関・研究所及び公社の形態がある。
- ・中でも、連邦科学産業研究機関(CSIRO)は、豪州最大規模の研究機関であり、D I S Tに所属している。(予算においては軍事を除く連邦政府研究開発予算の60%を占める(96/97)。核、海洋、軍事、エネルギー技術を除いた基礎研究全般を実施。)
- ・公社は、政府(一次産業・エネルギー省のみ)50%・民間50%の出資となっており、政府から独立した外部機関となっている。

【米国】

1. 行政府の体制

- 科学技術研究開発は、国防省、国立衛生研究所(NIH)、エネルギー省、科学財団、商務省、農務省等が各省で推進している。商務省には、88年に技術庁が設置されており、傘下の国家標準研究院(NIST)の成果の民間への普及、政府の技術情報の提供、民間研究開発支援プログラムの推進等を行っている。
- 大統領府には、政府全体の科学技術政策の調整、予算に関して大統領にアドバイスを行う科学技術政策局(OSTP)(40名程度)及び科学技術政策の方向付けを行う大統領国家科学技術会議(NSTC)(93年設置)がある。

2. 国立研究所

米国の国立研究所は運営の形態から以下の2つに分類される。

- G O G O (Government-Owned, Government-Operated)

土地、建物、研究施設を政府が所有し、政府が運営する研究機関。N I S T (国家標準研究院)、N I H傘下の研究所、地質調査所等がある。

国立研究所予算の2/3を占め、研究者は公務員の身分。

- G O C O (Government-Owned, Contractor-Operated)

G O C Oの歴史は古く、原爆開発のマンハッタン計画において政府の研究者が不足した際、大学に研究所を創設し、研究を推進したことに端を発する。このようにG O C Oは、G O G Oが組織変更されたものではなく、そもそもG O C Oとして創設されている。

政府所有・契約者運営。受託者は大学や企業の共同体であることが多い。

委託は5年以上。ただし、成績不良の場合は委託先変更もあり得る。

エネルギー省(D O E)傘下の研究所等、8省庁で40の研究所。

研究者は公務員ではなく、その委託先に属する(つまり民間人)。

【カナダ】

1. 行政府の体制

○産業省が科学技術担当のセクションを有しており、他省庁との調整等を行う。

2. 国立研究所

○各省庁とも直轄の研究所をいくつかの州に点在して持っている。中でも、産業省の下に国家研究評議会(NRC)は、工業技術院的な役割を果たしており、傘下には、バイオ、情報、建築、製造等6つの研究グループ、18研究所がある。その他、環境庁、天然資源省も関連分野の研究所を同等数有している。

②教育・科学技術関連省庁が科学技術政策の中心となっている国

【フランス】

1. 行政府の体制（98年1月時点）

○政府の科学技術政策の諮問を受ける研究技術高等審議会の事務局である国民教育・高等教育・研究省が、教育及び科学技術を所管するとともに、科学技術政策の総合的調整を行っている。大部分の国立研究所は、国民教育・高等教育・研究省が各省庁との共管等の形で管轄している。

2. 国立研究所

○各省庁がそれぞれ直轄の研究所を持っているが、中でも国民教育・高等教育・研究省に属しフランス最大の研究機関である国立科学研究センター(CNRS)は、全土に傘下研究所・地域事務所を有している。（国立科学研究センター：直轄研究所325、協力関係にある研究所1000以上。職員27000人（うち、研究者12000人）。財源の92%は、政府からの補助金。）

【ドイツ】

1. 行政府の体制

○連邦教育科学研究技術省(BMBF)は、94年に連邦研究技術省と連邦教育科学省が統合したもので、教育と科学技術を所管しており、科学技術政策のコンセンサスを形成する研究技術評議会（首相、各省大臣等で構成）の事務局ともなっている。このため、BMBFは、科学技術政策について総合調整を行っている。また、BMBFは、連邦政府の研究開発予算の半分以上を占めている。

2. 国立研究所

○連邦政府直轄機関は、基本的に各省庁の行政上必要な試験研究を実施するもので、約60機関がある。（例；経済省：材料試験研究所、BMBF：宇宙機構、ヘルゴランド生物学研究所）

○上記以外の研究機関は、基本的に連邦政府から独立しており、資金支援、監査等の観点からBMBFに関連したものは、以下のように区分できる。

- ①大規模研究機関(GFE)：大規模な研究施設を使った研究を実施。基本助成の90%がBMBFからの補助、10%が州政府。16研究所(西:13、東:3)、23000人(半数が科学者及び技術者)を有す。研究者は、公勤務職員(給与・労働条件は連邦公勤務職員労働協定に従う)である。
- ②マックス・プランク科学協会：基礎科学主体の研究を実施。旧西独に66研究所及び3関連施設を有し、職員は7000人(うち、45000人が科学者・技術者)。基本助成として、連邦政府と州が50%ずつ負担。政府の指導を受けず、研究責任者の自治により運営。研究者は、公勤務職員である。
- ③フラウンホーファー応用研究協会：企業と連携して応用技術を中心に研究を実施。全国に36研究所。多くの研究所では企業からの委託費が70%、30%は連邦政府(27%)及び州政府(3%)からの助成。6000人(2000人が研究員)。研究者は、公勤務職員。
- ④「ブルーリスト」研究所：独立研究機関であるが政府の助成が受けられる研究所の呼称。92研究所が登録されている。

【ニュージーランド】

1. 行政府の体制

○科学技術研究省(MoRST)が、科学技術政策における優先事項や資金供給について閣議に助言を行うという主要な役割を担っている。(ニュージーランドの科学技術推進体制は、政策立案、資金供給及びモニター助言部門とがそれぞれ分離しており、互いにチェック出来るような形になっている。)

○近年の行革において、科学産業研究省が廃止され、その政策機能だけが89年に新設された科学技術研究省に移管され、研究機能の殆ど全てが政府所有の企業へ移管された。

2. 国立研究所

○クラウン・リサーチ・インスティテュート(CRI)と呼ばれる政府所有の企業(1992年国有企業化)があり、政府が出資する研究開発の殆ど全てを実施している。国有企業化によりCRIは、企業経営制度の導入、子会社設立が可能となった(CRIは、MoRSTと大蔵省の100%所有企業であり、民間は出資していない)。研究者の身分は、CRIの社員であり、公務員ではない。

科学研究・技術開発関連行政体制一覧

	産業政策に係る技術開発	総合調整機能	科学研究	教育	国立研究所の位置づけ
日本	通商産業省 ・工科院傘下研究所 例)産業技術融合領域研究所、計量研究所、機械技術研究所、物質工学工業技術研究所、等、15研究所	科学技術庁 [科学技術会議]* *総理府に属する。事務局は科学技術が行う(大学案件のみ文部省)。	・理化学研究所、等 ・大学、等	文部省	・科学研究関連の研究所は科学技術庁に、技術開発関連の研究所は、それぞれの行政官庁に属する。
米国	商務省(DOC) ・国家標準技術院(NIST:8国立研究所 例:製造技術研究所)、等 エネルギー省(DOE) ・国立再生エネルギー研究所、 国立技術・環境研究所、等	大統領府 ・科学技術政策局(OSTP) [国家科学技術会議 (NSTC)]	エネルギー省(DOE) ・ロケット 国立研究所、等 全米科学院(NSF) ・大学 アメリカ航空宇宙局(NASA)	教育省	・それぞれの省庁(DOC, DOE, NASA, 等)下にGOGO(政府所有、政府運営)、又は、GOCO(政府所有、契約者運営)の形態で属する。技術開発はDOC, DOE中心。なお、国防関係の研究開発は政府研究開発予算の50%強を占めている。
加国	産業省(Industry Canada) ・国家研究評議会(NRC)の下の研究所。 (例:情報技術研究所、先端製造技術研究所) 天然資源省 ・エネルギー研究所、等	・産業大臣 (科学技術開発担当 閣外大臣)	・国家研究評議会(NRC)の下の研究所(例:宇宙物理研究所、等) ・大学、等	各州	・国家研究評議会(NRC)の下、18研究所(例:情報技術研究所)が中心である。各省庁の下にも所管に関係した研究所がある。 ・行政組織と研究機関との関係は基本的に日本と同じ。
英国	貿易産業省(DTI) ・研究協議会下の研究所(例:工学研究所)、国立化学研究所、等	貿易産業省(DTI) ・科学技術政策局(OST) [科学技術評議会(CST)]* *CSTはDTI-OSTの下に属する。	・研究協議会下の研究所 例)中央研究所 ・大学院、ポストドクへの資金配分 4年生大学	教育雇用省	・研究所は、民営化が進められた結果、通常の国研、民営化、エンジェルス、又は、国有契約業者運営(GOCO)のうちいずれかの形態となった。 ・研究協議会下の研究所が研究開発の中心となっている。
仏国	国民教育・高等教育・研究省(MENESR) ・国立情報科学・自動化研究所(共)、等 産業・郵政・電気通信省 ・国立電気通信研究センター、国立石油研究所、等 (共)は他省庁との共管	[研究技術高等審議会 (CSRT)]* *CSRTは、MENESRに属する。	・国立科学研究センター(CNRS) (例:核・原子物理研究所) ・大学、等		・各省ごとに研究所があるが、MENESRが共管等の形で影響力を持つ。なお、直轄研究所を325持つ国立科学研究センター(CNRS)が研究開発の中心。
独国	連邦教育科学研究技術省 ・大規模研究機関、フランクホフナー応用研究協会、ブルーリスト研究所、等 連邦経済省 ・連邦物理技術研究所、連邦材料試験研究所、等	[研究技術評議会(RFTI)]* *連邦首相府に属する。連邦教育科学省が事務局。	・大規模研究機関(GFE) ・マックスプランク科学協会(MPG)、等 大学へのプロジェクトの予算配分		・大規模研究機関、マックスプランク科学協会、フランクホフナー応用研究協会、等が政府の研究開発の中心。 ・これらの研究機関には、州と連邦が共同で出資している(一部、民間も出資)。
NZ	科学技術研究省(MoRST) ・クワン・リサーチ・インスティテュート(CRI)下の研究所:例 産業研究開発研究所	・Policy Group	・クワン・リサーチ・インスティテュート(CRI)下の研究所:例 環境科学研究所 ・大学等	文部省	・92年に政府の研究機関は、クワン・リサーチ・インスティテュート(CRI)と呼ばれる国有企業に集約された。分野別10研究機関を持つ。
豪国	産業・科学・観光省(DIST) ・連邦科学産業研究機関(CSIRO)等 一次産業工務省 ・地質調査機構、等	[首相科学工学諮問委員会 (PMSEC)]* *内閣府に属する。DISTが事務局。	・連邦科学産業研究機関(CSIRO)	雇用・教育・訓練・青少年問題省	・連邦科学産業研究機関(CSIRO)が中心で海外2機関を含む、126箇所に点在。軍事を除く、連邦政府研究開発予算の60%を占める(96/97)。 ・行政組織と研究機関との関係は基本的に日本と同様。